

除草薬剤散布作業及び草刈り作業

特 記 仕 様 書

情報本部美保通信所

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部美保通信所における、[除草薬剤散布作業及び草刈り作業][以下、(役務) という。]について規定する。

1.2 履行場所

鳥取県境港市小篠津町 2 2 5 8 情報本部美保通信所内 (別図第 1 参照)

1.3 関連文書

この仕様書に記載されていない事項は、以下を適用する。

- a) 労働基準法 (昭和 2 2 年 4 月 7 日法律第 4 9 号)
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号)
- c) 労働安全衛生法 (昭和 4 7 年 6 月 8 日法律第 5 7 号)
- d) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方自治体等の関係各条令並びに規則類

2 一般事項

- a) 契約の相手方は、使用材料 (表 1 参照) を履行場所まで搬入し、監督官の確認を得るものとする。
- b) 役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。
- c) 契約の相手方は、労働基準法のほか、その他各種法令を遵守するものとする。
- d) 官側は契約の相手方の監督責任のもと発生した災害または作業員の傷害等についてはその保証及び責任を負わない。
- e) 役務について使用する資材、器材及びそれらを運送し運用するための費用及び燃料油脂類については契約の相手方が準備し、管理するものとする。
- f) 作業時間は平日 8 時 1 5 分から 1 7 時までを基準とし、細部は監督官の指示による。

3 草刈り器材及び製品に関する要求

契約の相手方は平日 1 0 日間基準で除草剤散布及び草刈り作業、刈草の指定場所への移送を終えることが出来る為の器材見積もりを行なうとともに、地形の特性に応じて肩掛けの刈払機及び乗用タイプの草刈り器材等を選定及び使用するものとする。また、作業開始に先立ち器材を搬入する場合及び作業期間中の器材の残置場所については、契約締結後速やかに官側と調整するものとする。また、この仕様書に記載したカタログ製品名は製品を指定するものではない。この仕様書で調達する製品の品名、規格、数量及び単位は表 1 を基準とし、本製品又は同等以上のもの (他社製品を含む) を使用するものとする。なお、同等品以上を使用する場合は、同等品確認申請書により性能・比較表等を提示するとともに、現品及びカタログを添付したうえで、応札日の 7 勤務日までに官側に提出し、規格の適合性について審査を受けるものとする。

表 1 - 品名及び数量

NO	区 分	単位	数量	備 考
1	除草剤	L	69	日産化学工業 ラウンドアップマックスロード 希釈タイプ

4 役務に関する要求

4.1 全般要求

- a) 履行後の細部の収まり及び仕上がりについては、監督官又は検査官の指示による。
- b) 契約の相手方は、履行写真(履行前、履行中、履行後)を撮影し、修正履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認後、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」各工事編に準じて撮影するほか、監督官等の指示により撮影し、履行経過の記録帳(履行写真帳)を1部監督官等に提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、草刈り作業中及び所内を車両で移動する際は、歩行者及び一般車両へ飛び石等の飛散防止に留意し、接触事故防止につとめるものとする。
- d) 契約の相手方は、各日の役務作業終了後、速やかに清掃するものとする。
- e) 作業にあたっての必要資材、運搬、作業器材の設置及びそのための関係諸手続きは、契約の相手方が実施するものとする。

4.2 作業手順及び作業開始時期

- a) 当初、除草剤を散布することとする。なお、除草剤散布作業終了日より7日間を除草剤の浸透期とする為の空白期間として設けるものとする。その7日間については、平日10日間基準の作業日数に含めないものとする。また、除草剤の希釈用の水については、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 除草剤浸透期を経たのち、役務場所に残存する雑草及び芝や根については、柵の鉄部、マンホールやクレーシングといった障害物を避け、特にアンテナ及びその付帯設備については5m未満に近づいての作業を行わないこととする。肩掛けの草刈り機及び乗用草刈機においては、一番低い狩り高での運用を要求するが、地肌面が碎石状になっている部分については、歯(ブレード)の部分が損傷せず、なおかつ飛び石等の飛散防止を回避出来る高さ(10cm)まで狩り高を上げて作業を行うことを許容するものとする。
- b) 草刈り実施後に発生した刈草等の発生材については、監督官の指示する同所内の刈草等集積所(別図第1参照)へ契約の相手方の責任において運搬するものとする。その他の発生材については、契約の相手方の責任において処理するものとする。
- c) 仕上りについては、現地において監督官と協議することとする。
- d) 草刈り作業の詳細な場所及び面積(作業総面積:計46000㎡)については、別図第1のとおり。
- e) 役務開始時期については、令和8年11月9日までに作業開始日(初日)を設定することとする。詳細な作業開始日時については、契約締結後に速やかに監督官と調整するものとする。

5 監督・検査

監督及び検査は、この仕様書に基づくほか、検査官及び契約の相手方の立ち会いのもと実施する。

6 安全管理

- a) 役務履行中において、官側の建物または物品に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに契約の相手方の責任において処置、修復を行うものとする。
- b) 役務履行中に発生した災害又は作業員の負傷については、官側は補償及び責任を負わない。

7 その他の事項

- a) 作業に際して、現場の状況により、作業方法等に軽微な変更を要求する場合は、監督官と調整し、納期の変更を要しない範囲で変更ができるものとする。
- b) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令に基づき実施するものとするが、その際疑義が生じた場合には、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
- c) 美保通信所内で作業を実施する立ち入り者については、原則として日本国籍を有していることを官側として要求するものである。

8 所内共通事項

- a) 契約の相手方は所内において法令及び所で定めた規則を遵守し行動しなければならない。
- b) 契約の相手方は、作業従事者の所内施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、通信所長等の許可を受けるものとする。
- c) 契約の相手方は、所内において必要な場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は監督官の指示によるものとする。
- d) 契約の相手方は、守秘義務を有し、所内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約の相手方は、所内の写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、役務写真を会社のホームページへの掲載及びSNSへ投稿することを禁止するものとする。
- f) 契約の相手方は、この仕様書の内容で疑義が生じた場合、監督官及び検査官と協議し指示を受けるものとする。

